

墨田区消費者ニュース

令和2年10月発行 第167号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



格安スマホに契約変更する前のご注意！

通信料金を節約するために、大手携帯電話会社から格安スマホ会社に変更する消費者が増えています。

大手携帯電話会社では、スマホとSIM（通信サービス）のセットでの契約が一般的です。

一方、格安スマホ会社では、スマホとSIMをセットで契約する方法と、スマホを自分で用意しSIMのみを契約する方法があります。

自分のスマホで、格安スマホ会社のSIMカードが利用できるかなどを、格安スマホ会社のホームページを参照して、確認しておく必要がありますので注意しましょう。



大手携帯電話会社と格安スマホ会社の違いやデメリット！

■実店舗を持つ会社が少ない。

店頭で端末が利用できるようになる大手携帯電話会社と違い、格安スマホ会社は、契約者自ら電話やインターネットで利用開始の手続きを行う場合が多くあります。また、問い合わせや故障などの対応も、同様に電話やインターネットでの受付となります。

■様々なサービスが提供されない。

利用料金が安価な格安スマホ会社では、大手携帯電話会社が無料で提供しているサービスなどが有料のオプションになっていたり、提供されないこともあります。

■メールアドレスを自動的に提供できない。

大手携帯電話会社と契約すると、独自のメールアドレスが使えますが、キャリアメールがない格安スマホ会社があります。

通話料「無料」のはずが高額請求になった！ ～格安スマホの利用方法や契約内容を確認しましょう～

【相談事例】

契約している携帯電話会社のスマートフォンよりも料金設定が安価な格安スマホに興味があった。

ネットで「今のスマホのままSIMカードを入れ替えるだけで利用料金が安くなる。通話無料」の広告を見て、業者のホームページから格安SIMを注文した。届いたSIMカードを自分の携帯電話に挿入し、今までと同じ通話方法で使っていたのに、高額な通話料を請求された。

通話料を無料にして欲しい。

(60代 女性)

【アドバイス】

比較的安価な料金体系でサービスを提供している「格安スマホ」の契約数は増加傾向にあり、それに伴い、相談件数も増えています。格安スマホ会社では、今まで契約していた携帯電話会社と同じサービスを利用できるとは限りません。

当事例の場合、格安スマホ会社独自のアプリケーションを用いる通話方法でないと、無料通話にはならず、無料通話プランを契約していても料金が発生しました。

ホームページには、「特定のアプリを使用した場合通話無料」の記載があり、相談者の利用方法が間違っていたため、請求通り支払う事になります。

格安スマホの使用方法について、必ずホームページや契約書を確認しましょう。

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

